

福岡市公報

令和8年3月2日 第7215号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

— 目 次 —

ページ

人事委員会

○福岡市職員の採用試験の実施(公告第1号) 1

人事委員会

福岡市人事委員会公告第1号

地方公務員法第18条の規定に基づき、次のように福岡市職員の採用試験(上級(先行枠))を実施する。

令和8年3月2日

福岡市人事委員会

委員長 平 江 徳 子

1 試験区分及び採用予定人員

上級(先行枠)

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 行政事務(行政) | 44人 |
| (2) 行政技術 | |
| ① 土木 | 13人 |
| ② 建築 | 5人 |
| ③ 電気 | 6人 |
| ④ 機械 | 3人 |

(注) 採用予定人員は、変更になることがある。

2 職務の概要

(1) 上級行政事務(行政)

市長事務部局、教育委員会、水道局、交通局等で事務に従事

(2) 上級行政技術(土木、建築、電気、機械)

市長事務部局、教育委員会、水道局、交通局等で施設・設備の設計、施工監督、維持管理等の業務に従事(土木、電気及び機械は、深夜勤務を含む交替制勤務になる場合がある。)

(注) 外国籍の人は、採用後、担当できる職務等に制限がある。

3 受験資格(資格要件)

次の(1)から(3)までの要件を満たす人

(1) 各試験区分の受験資格に該当する人

① 上級行政事務(行政)

次のいずれかに該当する人

ア 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人

イ 平成17年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人

(ア) 大学(短大を除く。)を卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる資格と同等の資格があると認める人

② 上級行政技術(土木、建築、電気、機械)

次のいずれかに該当する人

ア 平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人

イ 平成19年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人

(ア) 大学(短大を除く。)を卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる資格と同等の資格があると認める人

(2) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人

(3) 次のいずれかに該当する人

① 日本国籍を有する人

② 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者

③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

4 第1次試験の日時及び場所

(1) 教養試験

① 日時 令和8年4月1日(水)から4月12日(日)までの期間のうち、各受験者が選択する日時

② 場所 S P Iテストセンター

(福岡市中央区天神三丁目4番9号GGソーラービル8階 他)

(2) 専門試験(上級行政技術のみ)

① 日時 令和8年4月26日(日)

② 場所 福岡市役所

(福岡市中央区天神一丁目8番1号)

5 第2次試験

第1次合格者を対象に行う。

6 最終合格者発表

令和8年6月中旬に最終合格者の受験番号を福岡市職員募集ホームページに掲載するとともに、最終合格者に結果等を文書で通知する。

7 最終合格者の名簿への登載

試験区分及び採用予定日ごとに得点順に採用候補者名簿に登載する。

8 採用予定日

原則、令和9年4月1日

ただし、上級行政技術の最終合格者のうち、在学中の学校（大学、大学院等）を正規の修業年数で卒業・修了することを理由に名簿登載期間の延長を希望する人で、人事委員会が認める人については、原則、令和10年4月1日又は令和11年4月1日に採用予定とする。

9 給与

月額 252,780円

上記の給与の額は、給料に地域手当を加算したものであるが、このほかに給与関係の条例、規則等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（賞与）等が支給される。また、経験年数等を有する人は一定の基準で加算されることがある。

採用されるまでに給与関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによる。

10 受験手続

申込方法は電子申請のみで、令和8年3月2日（月）午前9時から3月17日（火）午後5時（受信有効）まで受付。

